

# 睦沢町立こども園・小中学校感染症対策ガイドライン

～新型コロナウイルス感染症～

【第11次改訂版】

睦沢町教育委員会

令和5年6月1日

## 目次

～本ガイドラインについて～ .....	1
1 校（園）内体制の整備 .....	2
2 連絡体制の整備 .....	2
3 家庭との連携 .....	2
4 健康観察の徹底 .....	3
5 基本的な感染症対策の徹底 .....	4
6 感染者等が発生した場合の対応 .....	9
7 児童生徒等に対する正しい知識等の指導 .....	11
8 教職員等の感染予防の徹底 .....	12

## ～本ガイドラインについて～

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から法律上の位置づけが5類感染症に変更することが決定され、季節性インフルエンザと同程度とされました。これにより新型コロナウイルス感染症対策は、個人や事業者の判断が基本となりますが、引き続き、手洗いや換気などの基本的な感染対策を行い、感染を広げない行動が求められます。本ガイドラインは、「学校保健安全法施行規則」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、睦沢町の児童生徒等が安心して充実した学校生活等を送ることができるように、こども園、学校における第5類感染症へ変更後の感染防止対策の基本的な方針を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により、適宜改訂する場合があります。

また、本ガイドラインに記載していない事項は国県の通知等に準じます。

睦沢町教育委員会

## 1 校（園）内体制の整備

こども園、小中学校（以下、「学校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に学校等全体で対策にあたる。

### （1）校（園）内の役割

平時：感染対策の検討・実施。地域の感染状況の把握。

園児・児童生徒（以下、「児童等」という。）及び教職員の健康状態確認等。

感染者等発生時：対応の総括、情報配信等。

## 2 連絡体制の整備

### （1）関係機関への連絡

あらかじめ、教育委員会、学校医等の緊急連絡先を作成し、教職員間で共有する。

### （2）教職員への連絡

緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確し、教職員間で共有する。

校（園）長は、教職員が感染者となった場合など、休日や夜間等の連絡先が必要になった場合に備え、可能な範囲で把握しておく。

### （3）保護者、児童等への連絡

保護者への連絡体制（メール配信等）による。

## 3 家庭との連携

### （1）健康観察、登校（園）の判断

□児童等は、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養し、無理をして登校（園）しないようお願いします。

□家族等が感染した場合、児童等は、家族の感染から5日間は体調に注意し、感染から7日間はマスクの着用をお願いします。

□新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、軽微な症状のある児童等や教職員の登校（園）については、医療機関を受診することをお願いし、持病の有無など個別の状況に応じて判断することとして、一律に制限しない。

### （2）家庭から学校等への連絡

児童等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかに学校等へ連絡するよう依頼する。

## 4 健康観察

### (1) 家庭における日常の健康観察

- 保護者は、児童等の健康状態を日常の健康観察により適切に把握し、  
**発熱や風邪症状がある場合は、無理をして登校せずに自宅で休養する。**
- ※毎朝行っていた健康調査表等による健康状態の報告は廃止する。
- 以下について、保護者へ周知しておく。

#### 【発熱等がある場合の相談】

- ・発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か自宅近くにある医療機関で相談する。  
(直接、医療機関を受診せず、必ず事前に電話で相談する)
- ・かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は、下記【相談窓口】に電話で相談する。

#### 【相談窓口】 (かかりつけ医がない、相談先に困ったとき)

- ◆千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター  
24時間 (土日・祝日を含む) TEL 0570-200-139

### (2) 学校等における登校 (園) 時の健康状態の確認

登校 (園) 後の出欠確認時や日常の健康観察等により児童等の健康状態を適切に確認する。

#### 学校等で (登校 (園) 時を含む) 児童等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・児童等の発熱や風邪症状等の体調不良を把握した場合は、そのまま教室等に居続けさせることなく、校 (園) 内の所定の場所にて担当職員が検温や問診等の体調確認を行う。
- ・帰宅するまで学校等にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で、別室で待機させる等配慮する。
- ・発熱や風邪症状等の児童等を安全に帰宅させる。
- ・必要に応じて受診を勧め、その後の状況を確認する (受診の際は、【発熱等がある場合の相談】を参考に、事前に必ず医療機関へ電話で相談するよう伝える。

### (3) 外部からの来校 (園) 者に対する健康状態の確認

- 来校 (園) 者に対し、健康状態の確認を依頼する。
- 発熱や風邪症状がみられる場合には、校 (園) 内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。
- 来校 (園) 者に対し、手洗い等の感染症対策の徹底を依頼する。

## 5 基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全

### 対策の主なポイント

- ◆ウイルスが付着した手で、目、鼻、口と接触するのを防ぐ。

般を通じ、適切な清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

### 〈 対 策 別 〉

#### ・石けんによる手洗い

- 登校（園）直後、トイレ使用后、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後、戸外での活動前後等こまめに行う。
  - \*手洗いを行う前に、目や顔を触らないように注意喚起する。
  - \*手洗いの場の数が不足する場合もあることから、授業前後等は手洗い時間に配慮する。
- 手洗い場には、石けん等を配置し、児童等が手洗いできる環境を整備する。
- 手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。

#### ・マスクの着用

- 平時においては、マスクの着用は学校生活全般にわたり原則として不要であり、個人の判断を尊重する。また、流行時においても着用を促すまでにとどめ、強制しない。（鼻と口を覆うこと。）  
ただし、健康診断実施の際のマスクの着用は、マスクの材質も含め、学校医等の指示に従わなければならない。
- 児童等にマスクを外したいという気持ちがありながらも周囲の雰囲気等により、自ら外す選択ができない状況が生じないように配慮する。

### マスクを着用する必要がある場合

#### ◆健康診断時実施に学校医等の指示がある場合

- ◎不織布マスクの着用を原則とし、個人の体質等により不織布マスクの着用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクを着用する。

## マスクの着用を推奨する場合

### ◆新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合

◎発症日を0日とし、発症から10日間を経過するまで着用を推奨する。

### ◆新型コロナウイルス感染症に家族等の感染が判明した場合

◎発症日を0日とし、発症から7日間を経過するまで着用を推奨する。

### ◆混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設を訪問する場合

◎マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨する。

### ◆こども園については発達段階に応じた対応とする。

## ・学校等施設や用具等の清掃

清掃は、通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。

□使用した清掃用具（ほうきやちりとり）など、衛生状態を保ち、劣化に注意する。

□清掃の実施の際には換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らない。

## ・換気

□気候上可能な限り、常時2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。

また、常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。それも難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする。

（常時換気の窓を開ける幅は、10cmから20cm程度を目安とする）

□換気に伴う寒さ等に対しては衣服で調節することとし、児童等及び教職員に十分周知しておく。

□窓のない部屋では、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。

□バス等を利用する場合は、児童等の状況に配慮しつつ、定期的な窓開け等による換気を行う。

□冬場は空気が乾燥し、飛沫しやすくなるため、徹底して換気に取り組む。

## ・児童等同士、教職員－児童等の身体的距離の確保

換気や咳エチケットを行った上で、

□地域や学校等において感染が流行している場合などには、身体的距離を確保

することが感染対策上有効であり、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえうえて、可能な範囲で児童等の間隔をとることが望ましい。その際には、児童等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

□こども園については発達段階に応じた対応とする。

#### ・地域や学校において感染が流行している場合の感染リスクが比較的高い学習活動

活動の場面に応じて、一時的に

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・児童等の間に触れ合わない程度の身体的距離を設ける

#### ●感染リスクが比較的高い学習活動

- ・児童等が対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・児童等がグループで行う実験や観察
- ・児童等が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏

#### ・その他

□発熱や風邪症状の見られる児童等の対応にあたり、保健室以外に別室を設けることが難しい場合は、保健室内をついたて等で区切り対応エリアを分ける等により、他の児童等（ケガ、心身の不調等）と可能な限り接しないようにする。

□トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合はフタを閉めて水を流す。

□医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患を有する児童等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。



## 〈場面別〉

### ・登下校

- 登下校時間帯に校門や昇降口（玄関前）での身体的距離の確保は、状況に応じて柔軟に対応する。
- マスク着用は個人の判断であるが、特に気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症等のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外してよいことを適切に指導する。また、小学生など自分でマスクの着脱の判断が難しい年齢の子どもへは、特に配慮する。
  - \*暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた指数で、熱中症の発生と関連している。
- 環境省ウェブサイト<https://www.wbgt.env.go.jp> で検索。
- 下校途中、立ち話や寄り道等をしないで自宅等に帰るよう指導する。帰宅後、石けんによる手洗いをを行うよう指導する。
- スクールバスを利用する児童等にあっても、日頃から石けんによる手洗いの徹底を指導することとし、車内に手指用消毒液は設置しなくてよい。また、車内清掃は通常の範囲の清掃とし、特別な消毒作業は必要ない。  
ただし、地域や学校等において感染が流行している場合などには、その状況等を踏まえうえで検討する。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。

### ・各教科活動等

- 主体的・対話的で深い学びのためのグループ学習、班での話し合い等の活動について、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控える。
- 教室等は、可能な限り、常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。（換気はP5を参照）
- 共用の教材等は児童等及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底する。
- マスク着用時は、定期的に水分補給をする等、脱水症状や熱中症に注意する。
- 熱中症のリスクが高い場面における児童等への指導にあたり、マスクを着用している児童等にはマスクを外すことを促すこととし、また児童等に対し、熱中症は命に関わる危険な症状であることを適切に指導する。
- 特別支援学級における自立活動については、職員と児童等や児童等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行う。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。

## ・給食及び昼食を含む飲食する場面

- 教室やランチルームでの給食（昼食等の飲食の場面を含む。）の際、黙食を行う必要はなく、換気を徹底することとする。
- 黙食を希望する児童等に対しては、適切に配慮すること。
- 給食の配膳を行う児童等及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用し、ビニール手袋を使用する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか等を、点検表等を用いて点検する。
- 配膳用の割烹着や帽子は、清潔に保つ。
- 給食当番だけでなく、全ての児童等が、食事前の手洗いを徹底する。
- 食後等に、学校等で歯磨きや洗口を行う場合は、換気の良い環境で、児童等が互いの距離を確保し、飛沫しないよう注意しながら行うよう指導する。
- こども園については発達段階に応じた対応とする。

## ・休憩時間

- 教室等の窓（やドア）を開放し、十分な換気を行う。
- 特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用后等、手洗いを徹底する。

## ・部活動

- 活動前や活動中の健康観察を適宜行い、通常の活動を行う。
- 対外試合等について、感染が拡大している場合などには、国県の最新の通知を参照する。
- 部室内での集団での飲食の際は、換気を十分に行う。

## ・学校行事等

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に感染症対策を講じて実施することとし、児童等や保護者等の理解が得られるよう、丁寧な説明及び情報発信を行う。

### <感染症対策>

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・児童等の間に触れ合わない程度の身体的距離を設ける
- ・参加者への手洗いや咳エチケットを徹底する
- ・手指用消毒液の設置
- ・ICTを活用した対面とオンラインのハイブリッド方式による開催
- 健康診断は、学校医、学校歯科医、関係機関等と実施時期や実施方法等について十分協議した上で、実施する。
- こども園については状況により判断する。

・ **保護者会、コミュニティ・スクール等**

来場する際の検温や確認票の提出等の感染予防策は不要とする。

・ **修学旅行**

国県の最新の通知等を参照する。

・ **こども園、放課後児童クラブ**

小中学校と同様の判断とする。ただし、国県等の通知等がある場合は、状況に応じて判断する。

**6 感染者等が発生した場合の対応**

以下のチェック項目を参考に、教職員で分担して対応にあたる。

- 感染者の発生を把握後、管理職は速やかに所定の様式にて教育委員会にメール報告する。同一学級において複数の児童等が感染し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合には、電話で速報するものとする。  
小中学校 → 町教育委員会 → 町総務課、東上総教育事務所  
こども園 → 町教育委員会 → 町総務課
- 全教職員への連絡を行う。
- 感染者本人のプライバシーに配慮したうえで、可能な範囲で行動履歴等の情報を収集する。

○児童等の場合

健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、出席状況、行動履歴、放課後児童クラブ利用、兄弟関係、家族構成等

○教職員の場合

健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、勤務状況、行動履歴、家族構成、校外活動状況等

- 必要に応じて、放課後児童クラブに連絡する。
- 学校等は町教育委員会と連携して、今後の対応を検討する。
- 町教育委員会は必要に応じ、学校医等へ報告する。

### (1) 出席停止等の取扱い

児童等の出席停止等の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、こども園及び教職員についてはその他規定による。

状況		児童等の出席停止等の取扱い
1	感染が判明した場合	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで「 <b>学校保健安全法第19条に基づく出席停止</b> 」とする。
2	感染している疑いがある場合（発熱や風邪症状が見られる場合）	校長の判断により出席停止の措置を講じることができる（感染が確認されていない場合は直ちに出席停止にする必要はない）。
3	同居家族等が感染した場合	校長の判断により出席停止の措置を講じることができる（感染が確認されていない場合は直ちに出席停止にする必要はない）。
4	保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談があった場合	保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、そのうえで同居家族等に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合 →「 <b>非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日</b> 」とする。

## 7 児童等に対する正しい知識等の指導

児童等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身につけ、自らの感染リスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

〈指導資料・指導内容の例〉

- ・ 平時においては、学校生活全般にわたり、原則としてマスクの着用は不要とする。
- ・ マスクの着脱は個人の判断を尊重する。ただし、健康診断実施の際は、検温や確認票の提出も含め、学校医等の指示に従うものとする。
- ・ 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ・ 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- ・ 手指用の消毒液は手洗いができない際に、補助的に用いられるものであること。
- ・ 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手で押さえたりせずに、咳エチケットを実践すること。
- ・ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・ 黙食は行う必要はないこと。
- ・ 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、その結果が感染拡大防止にもつながること。
- ・ 感染した児童等が出席停止の期間を経て、登校するにあたっては、陰性証明を提出する必要はないこと。
- ・ 本人の意思に基づかない感染症の検査を求めないこと。
- ・ 予防接種により、免疫をつけたり強めたりして、体の抵抗力を高めることが重要であること。
- ・ 予防接種は強制ではなく、本人や保護者が納得した上で接種を判断する必要があること。
- ・ 予防接種歴を把握する際は、本人や保護者の同意を得る必要があり、他の児童等に知られることがないようにすること。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によって接種をすることができない人や接種を望まない人もいることから、接種を受けている、受けていないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは絶対にあってはならないこと。
- ・ SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- ・ 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
- ・ 感染者、感染リスクが高い者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

## 8 教職員等の感染予防の徹底

多数の児童等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患を有する児童等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。

- 職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- 毎日、出勤前に風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、管理職へ報告する。
- 発熱等の症状がある場合は、日ごろ通院している医療機関か、自宅近くの医療機関に電話で相談する（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること）。かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は、P3の【相談窓口】に相談する。
- 出勤時、管理職は、教職員に発熱や風邪症状のないことを確認する。
- 石けんを使用した手洗いの徹底を図る。（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）
- 人が集まる会議等については、換気を徹底する。
- 感染や体調不良等により急遽出勤ができなくなる場合を想定して、日頃から教職員間で業務内容や学級の状況等を情報共有しておく等、休みを取りやすい環境を整える。
- 学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神的負担にも鑑み、管理職等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。
- 校（園）長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下を参考にして配慮する。
  - ・「『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について（通知）」（令和2年5月18日付け 教職第218号）
  - ・厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newspage\\_10653.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newspage_10653.html)